

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称		学齢簿編製事務及び児童生徒健康診断票作成事務			
作成（修正）年月日	令和8年4月1日	行政機関等の名称	鎌倉市教育委員会	登録番号	708
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		学びみらい部学務課	事務区分	☐ 固有事務（課名） ☐ 全庁共通事務 ☒ 特定課共通事務⇒	[特定課名] 校教育課、児童生徒支援課、教育総務課
個人情報ファイルの利用目的		学齢児童生徒の状況管理のため、学校保健法により、児童生徒の健康状況を把握し、指導に生かすため			
特定個人情報の有無		☐ 有 ☒ 無	取扱件数	☒ 1,000 件以上 ☐ 1,000 件未満	
記録項目	戸籍的事項	☒ 氏名 ☒ 性別 ☒ 生年月日 ☒ 住所 ☒ 続柄 ☐			
	経歴能力等	☐ 学歴 ☐ 職歴 ☐ 賞罰 ☐ 所属団体 ☒ 学校名・学年 ☐			
	収入資産等	☐ 収入 ☐ 資産内容 ☐ 課税額 ☐ 公的扶助 ☐			
	個人の生活	☐ 家族構成 ☐ 扶養関係 ☐ 住居環境 ☒ 健康状態 ☐			
	その他	☐ 相談内容 ☐ 苦情 ☐ 趣味 ☐ 電話番号 ☐ FAX 番号 ☐ メールアドレス ☐ 個人識別番号 ☐ マイナンバー ☐ 印影 ☐ 口座内容 ☐ 画像 ☒ 濃厚接触者である旨 ☒ 外出制限期間			
	要配慮個人情報の取扱い	☒ 有⇒ ☐ 無	☐ 信条 ☐ 人種 ☐ 社会的身分 ☐ 犯罪経歴 ☐ 刑事事件に関する手続 ☐ 少年の保護事件に関する手続 ☐ 犯罪被害 ☒ 病歴 ☒ 障害 ☒ 健康診断等結果 ☒ 医師等による指導・診療・調剤	☐ 法令等（名称： ） ☒ 審議会意見 （ ☒ 類型答申第 12 号 ☐ 個別答申） ☐ 上記以外（審議会への報告）	
記録範囲		市内に住所を有する学齢児童生徒及びその保護者、小・中学校児童・生徒			
記録情報の収集方法		☒ 本人 ☒ 本人以外⇒	収集先 収集の根拠	保護者、神奈川県 ☐ 法令等（名称： ） ☒ 本人同意 ☒ 審議会意見 （ ☐ 類型答申第 号 ☒ 個別答申第 31 号） ☐ 上記以外（審議会への報告）	
個人情報ファイルの利用		保有課名 根拠	市民課 個人情報の保護に関する法律第 69 条 ☐ 第 1 項（法令）根拠法令（ ） ☐ 第 2 項第 1 号（本人同意） ☒ 第 2 項第 2 号（上記以外の利用） ☒ 答申有（ ☐ 類型答申第 号 ☒ 個別答申第 9 号） ☐ 答申無（審議会への報告）	個人情報ファイル簿の名称(番号) 202 住民基本台帳事務	
収集の時期		☐ 定期（ 月～ 月） ☒ 随時 ☐ その他（ ）			

記 録 の 形 態	■文書 ■電磁的記録(記録媒体:ハードディスク) □その他()		
電子計算機の処理	□無 ■有 (個別システム名:学齢簿システム、校務支援システム)		
目 的 外 利 用	目的外利用課名	教育総務課	個人情報ファイル簿の名称(番号) 686 防犯ブザー配付事務
	根 拠	個人情報の保護に関する法律第 69 条 □第 1 項 (法令) 根拠法令 () □第 2 項第 1 号 (本人同意) ■第 2 項第 2 号 (上記以外の利用)	
記録情報の経常的提供先	□ 有⇒ ■ 無	提供先	
		個人情報の内容	
		提供の方法	□オンライン結合 □答申有 (□類型答申第 号 □個別答申第 号) □答申無 (審議会への報告) □その他の方法 ()
		根拠	個人情報の保護に関する法律第 69 条 □第 1 項 (法令) 根拠法令 () □第 2 項第 1 号 (本人同意) □第 2 項第 号 (上記以外の利用) □答申有 (□類型答申第 号 □個別答申第 号) □答申無 (審議会への報告)
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	鎌倉市総務部総務課市政情報担当 〒248-8686 神奈川県鎌倉市御成町 1 8 - 1 0		
訂正及び利用停止に関する他の法令 の規定による特別の手続き等			
個人情報ファイルの種別	■ 法 第 60 条 第 2 項 第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	■法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募 集をする個人情報ファイルである旨	—		
行政機関等匿名加工情報の提案 を受ける組織の名称及び所在地	—		
行政機関等匿名加工情報の概要	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	—		
備 考			
継 続 用 紙 使 用	■ 無 □有		

